○越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

平成27年3月31日
規則第104号

（趣旨）
第1条　この規則は、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(平成26年条例第103号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条　この規則における用語の意義は、条例の例による。
（産業廃棄物処理施設の変更）
第3条　条例第2条第4号エの規則で定める産業廃棄物処理施設の変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。
(1)　産業廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であって、当該設置の場所である事業場を他の場所に増設し、又は移転するもの(条例第2条第4号イ又はウに該当するものを除く。)
(2)　産業廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であって、当該変更によって当該設置の場所の面積が20パーセント以上拡大するに至るもの
(3)　産業廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
(4)　条例第2条第3号アに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の種類の追加であるもの(条例第2条第4号イに該当するものを除く。)
(5)　条例第2条第3号ウに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類の追加であるもの(条例第2条第4号ウに該当するものを除く。)
（利害関係を有する者）
第4条　条例第2条第7号の規則で定める利害関係を有する者は、次に掲げる者とする。
(1)　関係地域に事務所等事業活動の拠点を置く者
(2)　関係地域内に住所を有する者が属する地縁に基づき形成された団体
（事業計画書）
第5条　条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書(第1号様式)によるものとする。
2　前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
(1)　事業計画者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(2)　事業計画者が個人である場合にあっては、住民票の写し
(3)　産業廃棄物処理施設の付近の見取図
(4)　産業廃棄物処理施設の設置等の用に供する土地(以下「事業用地」という。)の配置図
(5)　事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
(6)　事業用地の公図の写し及び登記事項証明書(事業計画者が当該土地の所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類)
(7)　産業廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
(8)　産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
(9)　産業廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
(10)　最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあっては、処理工程図
3　事業計画書及び事業計画書に添付する生活環境保全対策書の提出部数は、各5部とする。
4　市長は、事業計画書及び事業計画書に添付する生活環境保全対策書の内容を記録した光ディスク(これに準ずる記録媒体を含む。)を提出させることができる。
（生活環境保全対策書）
第6条　条例第5条第2項に規定する調査は、条例第5条第1項の事業計画(以下「事業計画」という。)の内容及び周辺地域の生活環境の状況を勘案し、次に掲げる調査の項目のうち、当該生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目について行うものとする。
(1)　大気質
(2)　騒音(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、低周波音を含む。)
(3)　振動
(4)　悪臭
(5)　水質
2　条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1)　調査の項目
(2)　調査の方法
(3)　調査の結果
(4)　生活環境の保全のために配慮すべき事項
(5)　生活環境の保全のために講ずることとした措置
3　第1項各号に掲げる項目のうち、当該産業廃棄物処理施設の設置等が関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが認められる項目は、その理由を付し記載しないことができる。
（関係地域の設定基準）
第7条　条例第6条第1項の関係地域は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類及び範囲とし、事業計画書の内容、産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周辺地域の生活環境その他の地域的な特性を勘案し定めるものとする。
(1)　令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる産業廃棄物の処理施設は、当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地境界線から500メートル以内の範囲
(2)　前号に掲げる産業廃棄物の処理施設を除く産業廃棄物の焼却施設及び灰溶融施設は、当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地境界線から500メートル以内の範囲
(3)　前2号に掲げる施設を除く産業廃棄物処理施設は、当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地境界線から200メートル以内の範囲
（告示及び縦覧）
第8条　条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
(1)　事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2)　産業廃棄物処理施設の設置等の場所
(3)　産業廃棄物処理施設の種類
(4)　産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
(5)　産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
(6)　縦覧の場所、期間及び時間
(7)　関係地域の範囲
(8)　関係住民が、意見書を提出することができる旨
(9)　意見書の提出期限及び提出方法
(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
2　条例第7条の縦覧の日及び時間は、越谷市の休日を定める条例(平成4年条例第14号)第2条に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。
(1)　環境経済部廃棄物指導課
(2)　関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
（周知計画書）
第9条　条例第8条の周知計画書は、第2号様式によるものとする。
（事業計画説明会等）
第10条　事業計画者は、条例第9条第1項の規定による事業計画説明会等においては、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、当該事業計画の内容を具体的に説明するよう努めなければならない。
2　事業計画者は、事業計画説明会等において、関係住民に対し、市長に意見書を提出することができる旨及び意見書の提出期限を説明しなければならない。
（事業計画説明会等実施状況報告書）
第11条　条例第10条の規定による報告は、事業計画説明会等実施状況報告書(第3号様式)によるものとする。
2　前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
(1)　事業計画説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
(2)　事業計画説明会以外で周知に使用した書類及び図面
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
（意見書）
第12条　条例第11条第1項の意見書は、第4号様式によるものとする。
（見解書等）
第13条　条例第12条第1項の見解書は、第5号様式によるものとする。
2　条例第12条第3項の規定による報告は、周知実施状況報告書(第6号様式)によるものとする。
（審査結果通知書等）
第14条　条例第14条第1項の審査結果通知書は、第7号様式によるものとする。
2　条例第14条第2項の規定による報告は、審査結果措置報告書(第8号様式)によるものとする。
（産業廃棄物処理施設設置等承認書）
第15条　条例第16条第1項の産業廃棄物処理施設設置等承認書は、第9号様式によるものとする。
（事業計画書変更届等）
第16条　条例第17条第1項の規定による届出は、事業計画書変更届(第10号様式)、生活環境保全対策書変更届(第11号様式)又は周知計画書変更届(第12号様式)によるものとする。
（軽微な変更）
第17条　条例第17条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1)　産業廃棄物処理施設の設置等を行おうとする場所の区域内において事業計画の規模を縮小する場合
(2)　生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合
（事業計画廃止届出書）
第18条　条例第18条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(第13号様式)によるものとする。
（あっせん）
第19条　条例第19条第1項の規定による申出は、あっせん申出書(第14号様式)によるものとする。
（委員会の委員長）
第20条　越谷市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会(以下「委員会」という。)に、委員長を置く。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　委員長は、委員の互選によってこれを定める。
4　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
（委員会の会議）
第21条　委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
2　委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
3　委員会の会議は非公開とする。
4　委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
5　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
6　議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（委員会の庶務）
第22条　委員会の庶務は、環境経済部廃棄物指導課において処理する。
（委任）
第23条　前3条に定めるもののほか委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。
（適用除外）
第24条　条例第29条の規則で定める産業廃棄物処理施設は、事業場(工事の現場を含む。)の敷地内において、当該事業場から排出される産業廃棄物のみを処理する目的のため、当該産業廃棄物の処理に必要な期間を超えて設置する移動式の産業廃棄物処理施設とする。
（その他）
第25条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(令和3年規則第9号)抄

（施行期日）
1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和3年規則第55号)

（施行期日）
1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

第１号様式（第５条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事業計画書

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第５条第１項の規定により、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書を提出します。

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
２　産業廃棄物処理施設の設置等の場所	
３　産業廃棄物処理施設の種類	
４　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物及び特別産業廃棄物の種類	
５　産業廃棄物処理施設の処理能力	
６　産業廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画	別紙のとおり
７　産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	別紙のとおり
８　産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては災害防止のための計画	別紙のとおり
９　廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外の法令に基づく許可・認可・届出等を必要とする場合にあっては、その種類	
10　産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処理以外の処理を行う場合にあっては、その概要	

別紙

６　産業廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画

（１）位置（事業用地の地番、面積及び地目）

（２）処理方式

（３）構造及び設備

（４）処理に伴い生じる排ガス、排水の量、騒音等のレベル及び処理方法

（５）排ガスの性状、排水水質、騒音等のレベル（設計値）

７　産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

（１）施設の運転管理方法

（２）産業廃棄物の処理工程

（３）排ガスの性状、排水水質、騒音レベル等の目標値及び確認方法

（４）産業廃棄物管理方法

（５）日常点検、定期点検等の方法

（６）異常時の措置及び緊急連絡体制

８　最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

（１）産業廃棄物の飛散及び流出防止対策

（２）公共用水域及び地下水の汚染防止対策

（３）火災発生防止対策

第2号様式（第9条関係）

第２号様式（第９条関係）

周知計画書

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第８条の規定により、周知計画書を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号		年　　月　　日付け　　第　　　号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
事業計画説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	開催の周知方法	
	関係地域	
	配布する書類又は図面	
その他の周知方法に関する事項	周知方法	
	関係地域	
	配布する書類又は図面	

※　開催日時、場所等が複数の場合には、適宜別表等を作成のうえ添付してください。

第3号様式(第11条関係)

第３号様式（第１１条関係）

事業計画説明会等実施状況報告書

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１０条の規定により、事業計画説明会等実施状況報告書を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号		年　　月　　日付け　　第　　　号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
事業計画説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	関係地域	
	参加人数	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	
その他の周知方法に関する事項	周知の時期	
	周知方法	
	関係地域	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	

※　開催日時、場所等が複数の場合には、適宜別表等を作成のうえ添付してください。
※　事業計画説明会で配布し、又は使用した書類及び図面、事業計画説明会以外で周知に使用した書類及び図面を添付してください。

第4号様式(第12条関係)

第４号様式（第１２条関係）

意　見　書

年　　月　　日

越谷市長　宛

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１１条第１項の規定により、意見を述べます。

	事業計画者に対して、住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号の通知を希望される方は、左欄に○を付してください。

関係地域の区分	１　関係地域内において居住する者 ２　関係地域に事務所等事業活動の拠点を置く者 ３　関係地域内に住所を有する者が属する地縁に基づき形成された団体 （団体の名称　　　　　　　　　　　　　　　）

対象とする事業の概要	事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　月　日付け　第　　号
	産業廃棄物処理施設の設置等の場所	
	産業廃棄物処理施設の種類	
生活環境の保全上の見地からの意見		

第5号様式（第13条関係）

第５号様式（第１３条関係）

見　解　書

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１２条第１項の規定により、見解書を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　　月　　日付け　　第　　　号
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設の設置等の場所	
意見書等送付年月日	年　　月　　日
意見の要旨	
意見に対する見解	

第6号様式（第13条関係）

第６号様式（第１３条関係）

周知実施状況報告書

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１２条第３項の規定により、周知実施状況報告書を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号		年　　月　　日付け　　第　　　　号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
説明会の開催により周知を行った場合	開催日時	年　　月　　日
	開催場所	
	関係地域	
	参加人数	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	
その他の方法により周知を行った場合	周知の時期	
	周知方法	
	関係地域	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	

※　開催日時、場所等が複数の場合には、適宜別表等を作成のうえ添付してください。

第7号様式（第14条関係）

第７号様式（第１４条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

越谷市長

審査結果通知書

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１４条第１項の規定により通知します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　　月　　日付け　　第　　　　号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
項　　目	内　　容

第8号様式（第14条関係）

第８号様式（第１４条関係）

審査結果措置報告書

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１４条第２項の規定により、審査結果措置報告書を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　　月　　日付け　　第　　　号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
審査結果通知書で指摘を受けた項目	措　置　内　容

第9号様式（第15条関係）

第９号様式その１（第１５条関係）　【産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）】

第　　　号
年　　月　　日

様

越谷市長

産業廃棄物処理施設設置等承認書

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１６条第１項の規定により承認します。

記

１　施設の設置場所

２　保管施設の種類及び保管上限等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限

第９号様式その２（第１５条関係）　【産業廃棄物処分業】

第　　　号
年　　月　　日

様

越谷市長

産業廃棄物処理施設設置等承認書

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１６条第１項の規定により承認します。

記

１　施設の設置場所

２　処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力（稼動時間）	産業廃棄物の種類	産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号

第10号様式（第16条関係）

第１０号様式（第１６条関係）

事業計画書変更届

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

事業計画書の内容を変更したいので、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１７条第１項の規定により、事業計画書変更届を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　　月　　日付け　　第　　　号	
産業廃棄物処理施設の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
変更に係る事項	変更前	変更後

第11号様式(第16条関係)

第１１号様式（第１６条関係）

生活環境保全対策書変更届

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

生活環境保全対策書の内容を変更したいので、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１７条第１項の規定により、生活環境保全対策書変更届を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　　月　　日付け　　第　　　号	
産業廃棄物処理施設の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
変更に係る事項	変更前	変更後

第12号様式(第16条関係)

第１２号様式（第１６条関係）

周知計画書変更届

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

周知計画書の内容を変更したいので、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１７条第１項の規定により、周知計画書変更届を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　月　日付け　第　号	
産業廃棄物処理施設の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
周知計画書提出年月日	年　月　日	
変更に係る事項	変更前	変更後

第13号様式(第18条関係)

第１３号様式（第１８条関係）

事業計画廃止届出書

年　　月　　日

越谷市長　宛

事業計画者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画を廃止したいので、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１８条第１項の規定により、事業計画廃止届出書を提出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　月　日付け　第　号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
事業計画廃止予定年月日	年　月　日

第14号様式(第19条関係)

第１４号様式（第１９条関係）

あっせん申出書

年　　月　　日

越谷市長　宛

申出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第１９条第１項の規定により申出します。

事業計画書の収受年月日及び文書番号	年　　月　　日付け　　第　　　　号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
相手方の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
あっせんを申出する理由	
交渉経過の概要	